

様式第2 復興整備計画（本体）

復 興 整 備 計 画

石 卷 市・宮 城 県

平成24年3月30日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

石巻市の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対しては、海岸防潮堤や河川堤防により市街地の防御を目指す。
- ② 今後想定される最大級の津波に対しては、海岸防潮堤のほか、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することで津波の減勢を図り、高台への避難路や避難ビルの確保など、トータルで安全性を確保する「多重防御」により災害を最小限にとどめる「減災」を図る。
- ③ 旧北上川河口部に位置する中心市街地エリアは、河川堤防と一体となったまちづくりを基本とし、商業機能・住居機能など様々な都市機能を集積させたにぎわいのある新生中心市街地を目指す。
- ④ 海岸堤防と高盛土道路に囲まれたエリアについては、安全性の観点から原則非可住地とし、公園等の整備とともに高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻港を活用する製造業等の集積や石巻漁港を活用する水産加工業等の集積を目指し、地域経済の復興を図る。
- ⑤ 非可住地エリアに居住していた被災者の住環境確保を図るため、被災リスクの低い内陸部へ新市街地を形成する。
- ⑥ 沿岸・半島部などの漁業集落においても、海岸保全施設や河川堤防の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部を居住等の場としての土地利用を推進する。移転に伴う跡地において、漁港の復旧と同時に、漁業の復興を図る環境整備を図るとともに、観光振興等のほか、新たな産業を創出する場としての活用を図る。
- ⑦ 沿岸部の河北、北上地区及び内陸部の旧石巻市、河南、桃生地区の農地は、水稻を中心に大区画ほ場整備や農地の利用集積を進める。石巻地区沿岸部では、施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興し、津波被害を受けた農地は早期に農地として復旧、復興を図る。内陸部の一部農地は、沿岸部で展開されていた施設園芸の拡大を図るための施設整備を行う。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

「災害に強いまちづくり」の基本理念により、海岸防潮堤・河川堤防と高盛土道路（矢本流留線）等に囲まれた地域（以下「二線堤内地域」という。）については、災害危険区域の指定により原則非可住地とする。災害危険区域内については、産業集積やシンボル公園などの土地利用を図る。

二線堤内地域の居住系建築物は、津波浸水リスクの低い内陸部農地に整備する新市街地への集団移転を促進する。二線堤内地域よりも内陸の地域では、既存宅地を活かしながら、土地区画整理事業や災害公営住宅整備事業等の実施により、生活再建のための住環境の整備を行う。

沿岸・半島部などの漁業集落においても、海岸防潮堤の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部を居住等の場としての土地利用を推進する。移転に伴う跡地において、漁港の復旧と同時に、漁業の復興を図る環境整備を図るとともに、観光振興等のほか、新たな産業を創出する場としての活用を図る。

復興整備区域内で津波被害を受けた農地については、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。集団移転後の農業集落跡地は、農地、農業用施設用地として復旧・復興することを基本とする。

また、津波浸水リスクの低い内陸部には、高付加価値型農業や六次産業化を視野に入れた、農地の高度利用を推進する。

○ 別添1の「土地利用構想図」のとおり。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

（被災地）

- ①市街地部は、二線堤内地域を、半島部は、津波被災エリアを中心として建築基準法第 39 条における災害危険区域に指定し、住宅建築を制限する。
- ②移転後の跡地については、産業集積地または公園等により有効利用を図り、特に沿岸部と旧北上川河口部が交錯する南浜地区は、シンボル公園としての整備を図る。

（新市街地）

- ①津波浸水被害の及ばない新蛇田地区（A－1 地区）及び渡波地区等においては、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により住宅用地の移転の受け皿を整備する。

（農用地）

- ①津波被害を受けた沿岸部・北上川流域の農地は、除塩・改良を行い農地の再生を図り、施行中のほ場整備を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。沿岸部と比較して津波被害が小さかった内陸部についても、同様に施行中のほ場整備を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。
- ②石巻地区沿岸部では、施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興するとともに、内陸部の一部農地についても、沿岸部で展開されていた施設園芸の拡大を図る。
- ③北上地区や河北地区の集団移転後の農業集落跡地では、可能な限り農地としての活用を図りつつ、農地としての活用が難しいエリアについては、通勤型農業に対応するための共同利用施設等の整備を行う。
- ④復興整備計画区域内の農地については、引き続き優良農地として確保することを基本とする。

（防災機能）

- ① 海岸防潮堤や河川堤防並びに高盛土道路は粘り強い構造で整備し、津波減衰効果等を見込んだ防潮林や避難路・避難ビル等と併せてトータルで安全を確保する。

（その他）

- ①各地域間や避難場所・避難施設等を結び、迅速な避難及び救急活動の軸となる緊急輸送路を整備するとともに、まちづくりとあわせた基幹避難路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業	A-1 地区	事業名称：石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：石巻市 実施区域：別添2の「復興整備事業総括図」のとおり 実施予定期間：平成24年度～32年度 種類：土地区画整理事業

(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	D-1	<p>事業名称：鹿立浜地区防災集団移転促進事業 実施主体：石巻市 実施区域：別添2の「復興整備事業総括図」のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「鹿立浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他： ①今後、南三陸金華山国定公園における、自然公園法第20条第3項の許可に関する事項を記載予定 ②今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-2	<p>事業名称：小室地区防災集団移転促進事業 実施主体：石巻市 実施区域：別添2の「復興整備事業総括図」のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小室地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ①今後、南三陸金華山国定公園における、自然公園法第20条第3項の許可に関する事項を記載予定 ②今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年から平成32年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図面 記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の別	変更等する部分の 面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A-1 地区	・都市計画決定（土地区画整理事業） [石巻市決定]	決定	46.5		

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「3 土地利用方針」の土地の用途の概要及び復興整備事業のおおむねの区域を表示した1/25,000地形図に、「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	A-1	○										
2	集団移転促進事業	D-1											
3	集団移転促進事業	D-2											

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。